

女性のための就労支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

女性のための就労支援事業業務委託

(2) 目的

再就職を希望される方や、コロナ禍において不本意にも離職された方が、就職活動を円滑に進めるための手段の一つとして、スキルアップに重点を置いた支援を行う。

(3) 業務内容

別紙女性のための就労支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約日から令和5年（2023年）3月31日まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

2 提案限度額

本業務の規模は340万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

(3) 契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による、更生、再生手続き中でないこと。

(6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 業務に関する基本的事項

(1) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に宝塚市と協議を行うこと。

(2) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

5 提案に係る書類の提出

(1) 提出期限

令和4年(2022年)4月27日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 企画提案書(様式第2号及び任意様式)

様式第2号に収まらない資料はA4(一部A3番資料折込可)版にて添付してください。

ウ 見積書(様式第3号)

エ 経費(見積額)の内訳(任意様式)

オ 過去の業務実績(様式第4号)

カ 誓約書(様式第5号)

宝塚市に業者登録を行っていない場合は、上記ア～カに加えて、次の書類を提出してください。

キ 登記事項証明書

ク「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書(その3の3)

ケ 宝塚市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近1年間での納税証明書

※ 宝塚市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数

原本1部(上記提出書類 ア～ケ)

写し6部(上記提出書類 ア、イ、エ、オ)

(4) 提出方法

持参または郵送によること。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

(5) 提出先

宝塚市 産業文化部産業振興室 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2071 FAX：0797-77-2171

メールアドレス：m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp

(6) 質疑の受付

本要領に関する質疑は文書(様式自由)により行ってください。

受付期間は、公告日から令和4年4月18日(月)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に持参、FAX又はメールにて行ってください。(必ず着信確認を行うこと)

(7) 質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和4年4月20日(水)午後3時以降に、宝塚市

ホームページに掲載します。

(8) 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできません。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(9) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とします。複数の提案は認めません。

(10) 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を宝塚市が無償で使用できることとします。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しません。

(11) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(12) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(13) 資料の取扱い

宝塚市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、宝塚市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

6 審査方法

(1) 提出された企画提案書等の書類審査及び企画提案についてのヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、商工勤労課が設置する「女性のための就労支援事業業務委託プロポーザル審査会」において、下記7で示す審査基準に基づいて採点します。

なお、本プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い選定の可否を決定します。審査委員の採点の合計点数が満点の6割未満の場合には、提案者が1者のみであっても受託候補者としません。

現時点では、1提案者あたり合計30分程度（プレゼンテーション10分・質疑応答20分）の審査を予定しています。審査会の日時や実施場所等の詳細については、提案書等受付締切後、各提案者に通知します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知します。

7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおりです。

審査項目	審査事項	配点
全体評価	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。	20
事業の内容	目的達成に向けて、実施方法が具体的に提案されているか。対象者一人ひとりに寄り添い、それぞれの目標に向けて支援を行うことができる事業内容となっているか。新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、新しい生活様式を取り入れた事業内容となっているかどうか。	40
実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な体制であるか。また、実施主体自身（スタッフなど）がやりがいを持って取り組むことができる実施体制であるか。その他、審査会（プレゼンテーションや質疑応答）において、説得力のある説明を行い、そこから本事業に対する熱意や意欲を感じられるか。	20
業務実績	同種の業務実績が豊富にあり、それらの業務実績が効果的かつ魅力的なものであるか。	10
コストパフォーマンス	提案限度額の範囲内で可能な限りの効果を生み出す事業内容となっているか。	10
合計		100

8 受託候補者の選定

受託候補者は、以下のとおり選定します。

- (1) 審査委員の採点の合計点数が満点の6割以上のものの中から高い順に受託候補者および次点者（補欠）を選定します。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとします。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方を決定します。（プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。）
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがあります。

10 公募に関するスケジュール

募集開始（公示）	令和4年4月11日（月）
質疑受付期限	令和4年4月18日（月）正午まで
質問回答	令和4年4月20日（水）午後3時から
提案書等受付期限	令和4年4月27日（水）午後5時まで
審査会	令和4年5月6日（金）午後（予定）
結果通知	令和4年5月上旬（予定）
契約締結	令和4年6月1日（水）（予定）

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出してください。
- (6) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市 産業文化部産業振興室 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2071 FAX：0797-77-2171

メールアドレス：m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp